

# 令和6年度 一宮町立一宮小学校「いじめ防止基本方針」

## 【「いじめ」の定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」 第2条 より）

## 1 いじめ問題に対する学校の基本理念

### 【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（「いじめ防止対策推進法」第1条より）

また、いじめを行った児童生徒や保護者に対しても、同様に心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、十分な支援の手を差し伸べていかなければならない。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめは、まず原因を追及してこれに対処していかなければ、学校のみならず、社会から真の「いじめ撲滅」には至らない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることであることについて、児童生徒が十分に理解できるよう、いじめ防止等のための対策を行う。

（「いじめ防止対策推進法」 第3条 より）

## 2 学校いじめ対策組織について

### （1）組織対応の基本的な考え方

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・スクールカウンセラー・保護者等と連携を図りながら、いじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

児童の問題行動等への対応を目的とした「サポート会議」に加え、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

### 【共通理解事項】

- ① いじめ問題は、未然防止及び早期発見・早期解決に、組織で対応する。
- ② いじめ対策に取り組む組織「いじめ対策委員会」を設置し、対応ルールを作る。
- ③ 各学級や諸活動等で起きていることを「いじめ対策委員会」で共有化し、担任や担当者を学校全体でフォローする。
- ④ 実態把握・解決に向けた役割分担と対応・経過観察・検証と、問題解決までの過程を明確にする。解消ととらえた後もなお注視し、安易に解決したと判断しない。
- ⑤ 時系列に沿って経過の記録を残しておく。

(2) 組織 「サポート会議」(生徒指導委員会 兼 いじめ対策委員会)

【主な活動】

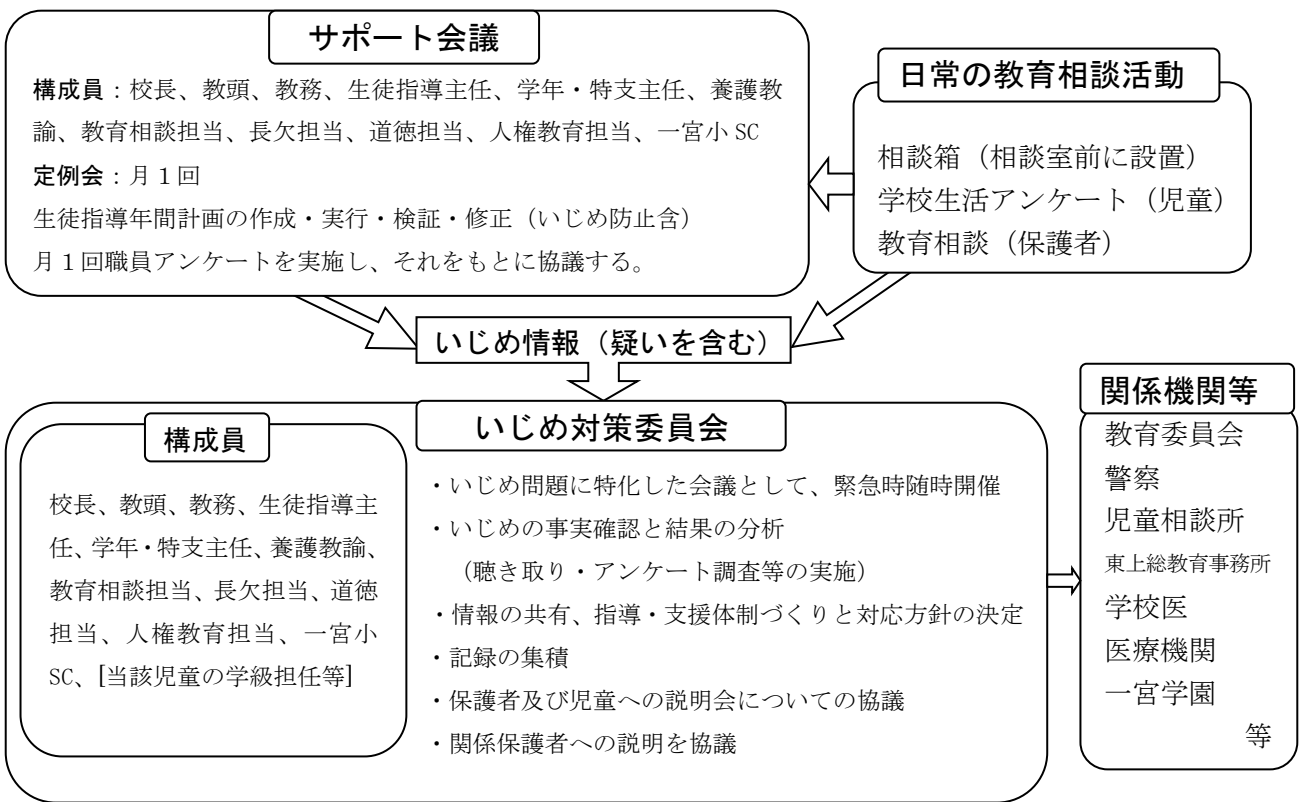
- ① いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること(「生徒指導委員会」が主導する)
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること(「いじめ対策委員会」で対応)
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解に関すること

【開催】

「サポート会議」: 定例会を月1回開催する。

「いじめ対策委員会」: サポート会議にて、いじめ事案発生時に開催する。

「保護者及び児童への説明会」: 緊急事態発生時に開催する。



3 いじめの未然防止について

- (1) 学校の重点目標の一つとし、「いじめは絶対に見過ごさない」、「いじめは卑怯な行為である」との認識をもたせ、「いじめをしない・させない・許さない」ことに組織的に取り組む。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、全ての教育活動を通じて、自己決定権や意見表明権を行使しつつ、わかる授業の展開・いじめのない環境づくりに取り組む教育・個を育てる道徳教育・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の実施(学級活動年間指導計画による)・集団から学ぶ特別活動及び異年齢集団から学ぶ体験活動等の充実を図る。
- (3) 保護者や地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止の意識が高揚する児童会活動・諸活動等に対する支援を強化する。

- (4) いじめ防止の重要性を深く認識するための啓発活動を行う。まず、千葉県における「いのちを大切に作るキャンペーン」の一環として、学年初めに各学級で、担任が「いじめゼロ宣言」と関連するポスターを読み、その後教室に掲示する（通年）。その他必要な措置として、児童会代表委員会を核として、いじめゼロ宣言集会（4・5月）を行ったり、各学級でいじめ防止標語を作り、良い作品を学校内に掲示したりする。
- (5) インターネットや携帯電話を利用したいじめに対する対応
- ① 児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。  
（年1回：5・6年生を対象に携帯・インターネット安全教室の実施）
  - ② 青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）の情報を職員とともに児童及び保護者と連携共有し、事故防止に努める。
- (6) 教職員の資質向上
- ◎ いじめ防止等の研修会を年間計画に位置付ける。
  - ① いじめに対する認識を深める研修
    - ・様々ないじめの様態を知るケース研修
    - ・個性や差異を尊重する人権意識を高める研修・自己啓発研修
  - ② 教育相談技術の向上を図る研修
    - ・「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用方法
  - ③ 授業改善研修
    - ・わかる・楽しい授業の展開、生徒指導の機能を生かした授業づくり
    - ・道徳教育の指導方法（年間計画に「いじめ問題」を明記）

#### 4 いじめの早期発見について

##### (1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童及び保護者に対して定期的な調査を実施する。この場合、いじめがあるという前提での調査が実施されると、それ自体で集団の閉塞感を生みかねないので、「学校での集団生活に不満を持っていないか」、「自己肯定感をもって日常生活を送れているか」、「お互いの人間関係に悩みを持っていないか」等の観点からの調査項目として実施する。

- ① 児童対象「学校生活アンケート」調査の実施（インターネットの内容も含む）  
（4・6・9・11・1月に実施）

##### (2) 個別相談の実施

- ① 児童対象、学級担任の教育相談による聞き取り調査の実施  
（年3回：5月・9月下旬・1月下旬に教育相談週間の設定。  
アンケート実施後、教育相談週間内に全児童と個別面談）
- ② 保護者対象、教育相談による聞き取り調査  
（4月末から5月初旬の家庭確認・7月・12月の教育相談を設定）
- ③ 教育相談の日常化
  - (ア) 全教職員による日常の観察・声かけ
  - (イ) 教育相談窓口（教頭・養護教諭・生徒指導主任）の設置と周知（児童・保護者）
  - (ウ) 悩み相談箱の設置（児童）

##### (3) 気になる行為を職員で記録し、情報を共有する

- ① 担任や関係職員が、生徒指導報告メモ用紙に5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を簡単にメモし、その日のうちに生徒指導主任に報告する。
- ② 得られた情報を生徒指導主任が毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その

後の対応策を考える体制を作る。

## 5 いじめの相談・通報について

### (1) 学校内の相談窓口の周知（児童・保護者）

#### ① 教育相談窓口

（教頭・養護教諭・教育相談担当・生徒指導主任）の設置

#### ② 悩み相談箱の設置（相談室前）

### (2) 学校外の相談機関の周知（児童・保護者）

#### ① スクールカウンセラーとの連携 Tel：42-2026

#### ② いじめの訴えや相談方法を児童と家庭に周知する。

・ 24時間子供 SOS  
ダイヤル  
0120-0-78310  
・ 子どもの人権 110 番  
0120-007-110  
・ ヤングテレホン  
少年相談窓口  
0120-783-497

## 6 いじめを認知した場合の対応について

### (1) 基本的な考え方

① いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実確認をする。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに再発防止のためいじめを受けた児童とその保護者に対する支援といじめを行った児童とその保護者への助言とともに、同様の支援を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童とともに、いじめを行ったとされる児童も安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習できる環境を整備する。

④ いじめの関係者間におけるトラブルが生じないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として受け止められる事案については、町教育委員会及び茂原警察署等と連携して対処するが「いじめの行為」だけでなく、「いじめの原因」を探り、手立てを講じていく。ただし、いじめの状況が一定の限度を超える場合は、いじめを受けている児童を守るため、いじめた側を出席停止等の措置を講じる。

### (2) 発見から指導・組織的対応の展開

#### 情報の把握

◎一人で解決しようとせず、遅滞なく報告する。

- ・ いじめが疑われる言動の目撃
- ・ アンケート調査への回答
- ・ 連絡帳やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見
- ・ 児童や保護者からの訴え
- ・ 教職員からの情報提供

#### 「いじめ対策委員会」

##### ア 事実確認と情報の整理

- ・ いじめの態様、関係者・被害者・加害者等周囲の児童の様子

##### イ 対応方針

- ・ 緊急度の確認「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度の確認
- ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認  
（2人体制が望ましいが児童の事情も考慮する）

##### ウ 役割分担

- ・ 被害者からの事情聴取と支援担当
- ・ 周囲の児童と全体への指導担当
- ・ 加害者からの事情聴取と指導担当
- ・ 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

## 事情聴取

◎いじめの状況・きっかけ等をじっくり聞く。

### [留意事項]

- ・聴取は、いじめを受けた者・周囲にいる者・いじめを行った者の順に行う。
- ・いじめられている子どもや周囲の子どもからの聴取は、人目のつかない場所や時間帯を配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- ・関係者からの聴取に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ・聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により、当該者を自宅へ送り届けるなどの配慮をする。

### 【事情聴取の段階ではないこと】

- ・いじめられている子どもといじめている子どもに同じ場所で事情を聞くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

## 児童への指導・支援①

### 【いじめを受けている児童への対応】

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"><li>・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。</li><li>・児童の表面的変化から解決したと判断せず、支援を継続する。</li></ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>・担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。</li><li>・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。</li></ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・時間や場を確保し、じっくりと聞く体制を整え、安心感を与える。</li><li>・学校はいじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方を知らせる。</li><li>・自己肯定感の喪失を食い止めるよう児童のよさや優れているところを認め励ます。</li><li>・いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。</li><li>・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先または相談機関の連絡先を教えておく。</li><li>・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。</li></ul>
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"><li>・面談を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li><li>・自己肯定感を回復できるよう、授業・学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。</li></ul>

## 児童への指導・支援②

### 【いじめを行った児童への対応】

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを行った背景を理解しつつ行った行為には毅然とした態度で指導する。</li> <li>・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。</li> <li>・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。</li> <li>・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。</li> <li>・自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁等を許さない。</li> <li>・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら今後の行動の仕方について考えさせる。</li> <li>・不平不満・本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。</li> <li>・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るため、出席停止の措置を講じたり警察等関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策を取ることも必要である。</li> <li>・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うと共に、教育委員会や保護者間で十分な共通理解及び連携を図る。</li> </ul>
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談を通して、教職員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。</li> <li>・授業や学級活動を通し、エネルギーをプラスの行動に向かわせよさを認めていく。</li> </ul>

## 児童への指導・支援③

### 【傍観したり周囲にいたりした児童への対応】

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは、集団全体の問題として対応していく。</li> <li>・いじめの問題に、教職員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの事実を告げることは辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。</li> <li>・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を、徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲にいた者・傍観していた者も問題の関係者である事実を受け止めさせる。</li> <li>・いじめを受けた児童の気持ちを考えさせる。</li> <li>・これからどのように行動したらよいか考えさせる。</li> <li>・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。</li> </ul>
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。</li> <li>・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。</li> </ul>

## 保護者との連携

### 【いじめを受けている児童の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問し、把握した事実を正確に伝える。電話で簡単に対応することはしない。
- ・児童を学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。「お子さんにも問題がある」などの発言をしない。
- ・対応経過をこまめに伝えると共に、保護者から児童の様子等についての情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

### 【いじめを行った児童の保護者との連携】

- ・事情聴取後家庭訪問を行い、事実を経過と共に伝える。
- ・いじめを受けた児童の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もがいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、児童をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。

### 【日常的な連携】

- ・保護者の訴えには、親身に対応し、事実関係を調べて対応する旨を伝える。
- ・学校だよりや学級懇談会等で、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針等を周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめ発生時には、どのような指導・支援を行うか対応の方針を明らかにしておく。

## 7 重大事態への対処について

### (1) 重大事態の基準

生命・心身又は財産に「重大な被害」が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

「重大な被害」とは

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

「相当な期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

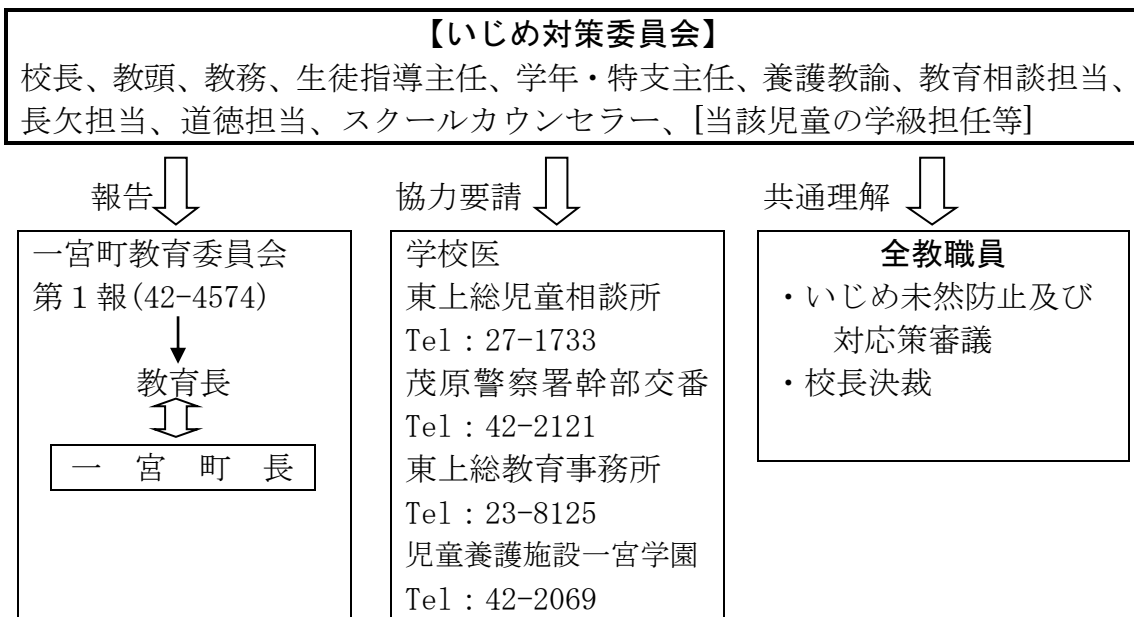
(「いじめ防止対策推進法」28条より)

### (2) 重大事態の報告

- ① 重大事態が発生した旨を一宮町教育委員会へ報告する。
- ② 一宮町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。  
(ア) 「いじめ対策委員会」校長⇒一宮町教育委員会⇒教育長⇒一宮町長  
(イ) 学校は一報後、改めて文書による報告をする。  
(ウ) 必要に応じて、警察等関係機関等に報告する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者及びいじめたとされる児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 一宮町立小学校いじめ対策組織及び初動体制（重大事態の連絡体制も含む）

- ① いじめ発見
- ② 「いじめ対策委員会」
- ③ 一宮町教育委員会への報告と連携
- ④ 警察への通報及び関係機関等との連携
- ⑤ 学校が調査し、次にその調査結果について付属機関が調査を行うこととしているが、子どもの人権問題について、調査・指導・勧告・提言をする権限をもたせるとともに、対立する当事者間の調整をする権限を持たせることで、紛争解決も視野に入れ、第三者機関の構成員でもある専門家を「一宮町いじめ対策調査会」として組織し、重大事案に迅速に対応できることとする。



(4) いじめの重大事案の発見・通報があった場合の情報伝達経路

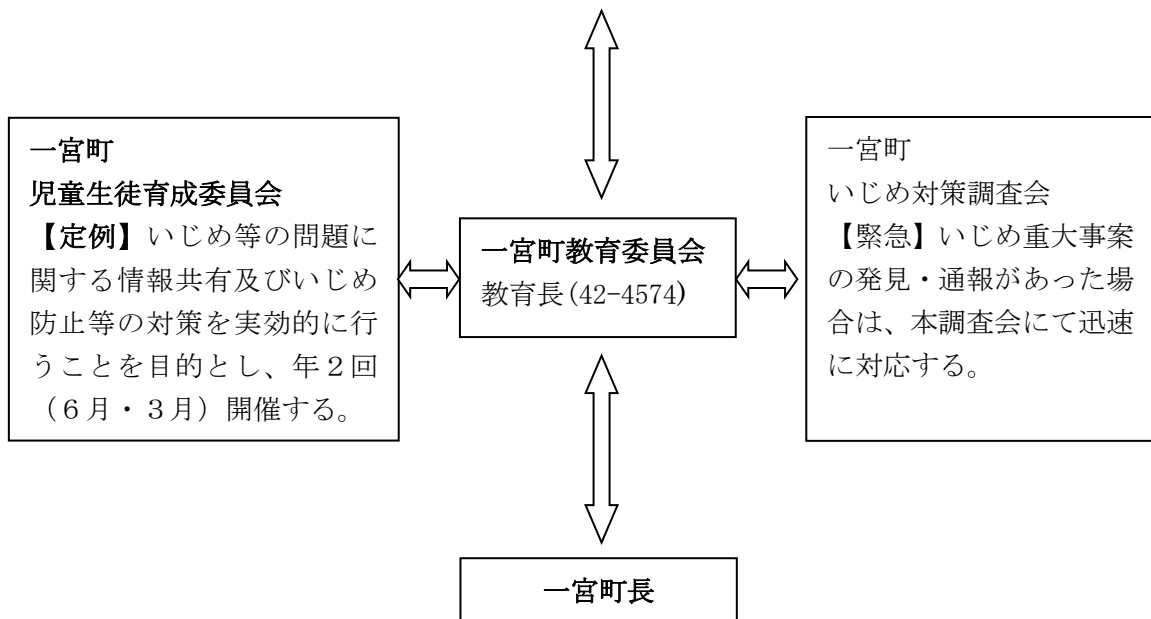
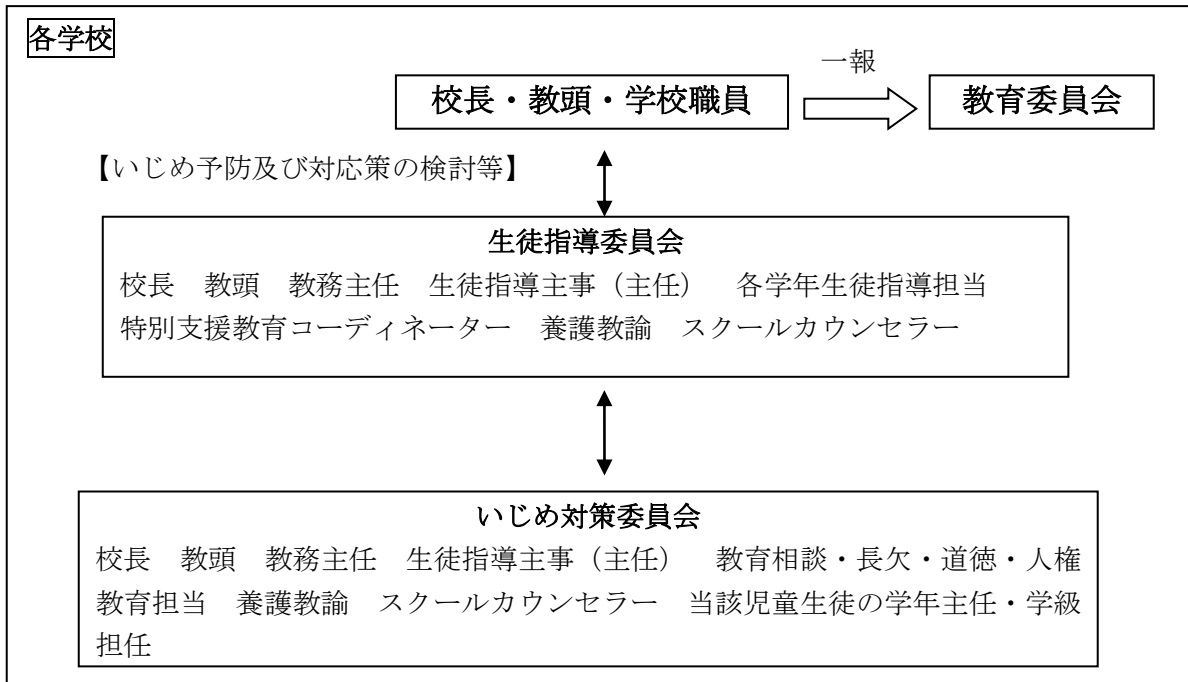
【「いじめ対策委員会」校長⇒一宮町教育委員会(42-4574) (⇒教育長⇔一宮町長)  
⇒東上総教育事務所管理課 (⇒指導室) ⇒県教育委員会】  
○速やかに情報伝達し情報の共有を図る。

※ 一宮町いじめ対策組織  
いじめの重大事案の発見・通報があった場合は、「一宮町いじめ対策調査会」にて重大事案に迅速に対応する。



いじめ発見者（教職員・保護者・地域の方々）

通報 ↓



(5) 重大事態対応フロー図（別紙資料2）

8 公表、点検、評価等について

いじめ防止は、学校最大の教育課題の一つでもあり、学校・家庭・地域の連携・協力が大切である。そのためにも、ホームページを活用して本校の「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ・セクハラ相談窓口」等を公表し、いじめ防止の取り組みへの理解及び情報提供に協力を求めていく。今後もしじめ防止への具体的取り組みをさらに深めるために評価・点検を心がけていく。

## 【具体的な方策】

- (1) 質問事項の検討を含め、アンケート調査及び分析を継続して行う。
- (2) 学校評価等で、いじめ防止基本方針の考え方や具体的な取り組み状況等について評価を受ける。(2月実施)
- (3) 様々な機会を通して、本校のいじめ防止基本方針の点検評価を行い、見直しを行う。

## 9 いじめ防止に係る年間取組

行事月	会議の予定	いじめ未然防止のための取組	いじめ早期発見のための取組
4月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめゼロ宣言集会の実施</li> <li>・ネットパトロールの情報共有(通年)</li> <li>・第1回いじめ対策委員会の開催(第2回以降は、サポート会議に含む)</li> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活アンケート」の実施</li> </ul>
5月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭確認</li> <li>・いじめ防止標語の募集と掲示</li> <li>・いじめゼロ宣言集会の実施</li> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーによる教室訪問(不定期)</li> </ul>
6月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット安全教室の実施(情報モラルを身に付けさせる取組)</li> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-U検査の実施(2~6年生)</li> <li>・「学校生活アンケート」の実施</li> </ul>
7月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> <li>・教育相談による聞き取り調査</li> </ul>	
8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止のための研修</li> </ul>	
9月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Q-U検査の実施(1年生)</li> </ul>
10月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活アンケート」の実施</li> </ul>
11月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	
12月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> <li>・教育相談による聞き取り調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活アンケート」の実施</li> </ul>
1月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	
2月	サポート会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーとの情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活アンケート」の実施</li> <li>・学校評価</li> </ul>
3月			

別紙資料 1

がっこうせいかつ  
学校生活アンケート

ねん 年      くみ 組      なまえ 名前

これはテストではありません。あなたに楽しい学校生活をおくってもらうために 行う  
アンケートですから、正直に 答えてください。

- ① あなたは毎日の学校生活が楽しいですか。あてはまるところに○をつけてください。  
( とても楽しい    楽しい    どちらでもない    楽しくない    まったく楽しくない )

- ② その理由は、なんですか。

- ③ この頃、「心配なこと」「いやだなあ」「いじめかな」と思うことはありますか。  
あてはまるところに○をつけてください。 ( ある    ない )  
「ある」と答えた人は、何を言われたりされたりしたのですか。下の四角に書きましよう。

- ④ 何か相談したいことはありますか。 ( ある    ない )

- ⑤ ④であると答えた人に聞きます。相談は、誰に聞いてほしいですか。学校には、担任の先生以外にも話を聞いてくれる先生がいます。下の四角から選んで、丸をつけてください。また、下の四角に相談したい人がいない時は、その他に丸をして、( ) の中に名前を書きましよう。

・担任の先生    ・教頭先生    ・相談室の先生    ・保健室の先生

・スクールカウンセラーの先生

・その他 (                  先生 )

## 学校用

# 重大事態対応フロー図

## いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

## 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

## 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

### 学校の設置者が調査主体となる場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力